

第 6 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 2 年 1 2 月 7 日（月）午後 1 時 3 0 分より、第 6 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛
1 3 番 水主 哲寛	1 4 番 山本 晃一郎		

（欠席委員）

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 江口 淳司

（事務局）

土肥 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、水谷推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、水主委員、山本委員のお二人にお願いいたします。
現地調査委員につきましては、多羅尾委員、今村委員です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。

番号 1 につきましては、譲渡人は農地が遠方にあり耕作が困難であるため、譲受人は自宅に隣接した農地であり耕作の利便性が良いため、所有権を移転するものです。

本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

番号 2 につきましては、譲渡人から譲受人に寄附を行うものです。譲受人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、農地を業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第 3 条に定める権利移動の不許可の例外に該当することを確認しております。

以上です。

議 長

続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。

多羅尾委員	<p>報告します。去る11月25日、事務局の案内で今村委員と現地調査に行ってみました。</p> <p>番号1の東笠取 の利用状況につきましては、現況は不作付地で、耕起されており管理状態に問題はないと思います。</p> <p>番号2の槇島町 の利用状況につきましては、現況は畑で、ブロッコリー、白菜、ほうれん草が作付されており、雑草も管理されていて問題ない状態だと思いました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
北浦委員	<p>番号1については、先代から相続した譲渡人が遠方に在住しているため、とても耕作できないとのことで当該地の隣に住んでおられる譲受人に譲渡する運びとなったものです。一反で8枚程の小さな棚田になっており、農機を使ってやっけていくにしても水はけの悪い場所ではありますが、居宅の隣ということで荒れないように譲り受けてもらった形です。管理は大変だと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんには今後も当該地をよく見ておいてもらえたらと思います。他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、新規就農のため、借受世帯の経営面積は0となっております。借人につきましては、社会人向けの農学校において1年間、農業の栽培技術、栽培理論を学ぶとともに、知り合いのイチゴ農家で作業研修を受けられて</p>

	<p>おります。</p> <p>番号2及び番号3につきましても、新規就農であり、借受世帯の経営面積は0となっております。借人につきましては、鹿児島県霧島市の茶農家において、3年間、茶の生産から製造・販売までの作業を経験されております。</p> <p>以上3件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、今村委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
今村委員	<p>報告します。去る11月25日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行つてまいりました。</p> <p>番号1の西笠取及びの利用状況につきましては、現況は不作付地で、雑草等の管理はしっかりされていました。</p> <p>番号2の白川の利用状況につきましては、現況は不作付地で、一部は畑でした。畑の部分には白菜、小芋、大根等が作付されていました。</p> <p>番号3の白川の利用状況につきましては、現況は茶畑でした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
山本委員	<p>番号1の借人についてですが、イチゴを栽培されるにあたって他所で実績はあるんですか。</p>
局長	<p>先述のとおり、社会人向けの農学校において1年間学ばれた後、知り合いのイチゴ農家さんの作業を手伝い実地研修をされております。</p>
山本委員	<p>イチゴ以外の作物についても学ばれているんですか。</p>
局長	<p>野菜等いろいろな種類について学ばれていたと聞いております。</p>
北浦委員	<p>番号1の貸人は、以前まで野外活動施設のために当該地を貸されており、昔から管理はきちんとされていました。今までの状態を考えると問題はないかと思ひ</p>

	<p>ますが、今後もしっかりと見ておきます。</p>
議 長	<p>番号2の借人は何を作付されるんですか。</p>
局 長	<p>茶です。</p>
議 長	<p>地元の人ではないんですか。</p>
小島委員	<p>地元の人ではありませんが、宇治市内の茶問屋さんのお子さんです。借人のお父さんとは知り合いなのですが、2、3年前から白川で農業がしたいと相談を受けておりました。不作付地になっている休耕田も将来的には茶畑にされます。</p>
局 長	<p>番号2につきましては、すぐに作付せずしばらく土壌改良等の管理を続けて、順次茶を植えていくと聞いております。</p>
小島委員	<p>地元としては、休耕田や荒廃茶園も多いので、こうして若い方が農業をしてくださるといのは喜ばしいことです。新規就農ではありますが、お茶の経験はされていた方ですので、更に教えてあげたりして担い手として育てていってくれたらと思います。</p>
議 長	<p>どこで製造されるのでしょうか。</p>
小島委員	<p>番号3に隣接した工場がありますので、そちらで製造されると聞いております。地元としては歓迎して、遊休農地の解消につながるように後押ししていきたいと思っています。</p>
中林委員	<p>貸借期間は1年ですが、来年もという話はないのでしょうか。</p>
局 長	<p>営農計画としては長期的に考えておられますが、新規になりますのでまずは1年間の貸借で様子を見させてもらいたいとお願いしているところです。</p>
議 長	<p>元々農業に親しい方の就農になりますし、売り先も分かっておられるかと思えます。地元委員さんには目を光らせて見守っていただけたらと思います。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>

議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多羅尾委員	<p>報告します。去る11月25日、事務局の案内で今村委員と現地調査に行ってみました。</p> <p>番号1の槇島町 の利用状況につきましては、現況は畑でジャガイモ、サツマイモが作付されておりました。</p> <p>槇島町 の利用状況につきましては、現況は畑と一部田の状態、畑にはオクラ、ほうれん草、カブが作付されておりました。</p> <p>いずれも雑草の管理状態も良好で、問題ないかと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>

<p>局長</p>	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>それでは、第1号報告及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、平成12年1月頃、農地法に基づく転用届を知らずに自宅の駐車場として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地の賃貸借の当事者が農業委員会に対し合意解約の通知を行ったものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>なしの声</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後2時07分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____